

各 位

財団法人宮城県環境事業公社
小鶴沢処理場管理事務所長

廃石膏ボードの受け入れについて

廃石膏ボードについては、これまでガラス陶磁器くず及び建設廃材として受け入れしてきましたが、今般、厚生省からの通知により、下記の石膏ボードについては、当公社の廃棄物受入基準（砒素）を超過していることが判明し、受け入れできなくなりましたので、お知らせいたします。

なお、他社の石膏ボードの搬入に当たりましては、マニフェストに石膏ボードの有無を記載し、製造会社名を明記するとともに、記載した内容と同じであることが、当処理場で確認できる状態で搬入してください。

また、日東石膏ボード(株)八戸工場で製造されたものについては、搬入する前に検査が必要ですので、事前にご相談ください。

記

- | | | |
|---|---------------|----------------------------|
| 1 | 工 場 名 | 小名浜吉野(株)いわき工場 |
| 2 | 商 品 名 | タイガーボード |
| 3 | 製造会社名の表示 | 吉野石膏 OY |
| 4 | J I S 許 可 番 号 | 2 7 7 0 5 7 及び 2 7 7 0 5 8 |

お問い合わせ先	財団法人宮城県環境事業公社 小鶴沢処理場管理事務所 電話 022-343-2425
-----------	---